

## 組合員及び準組合員の資格

### 【組合定款より】

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 陶磁器工業を行う事業者であること。
- (2) 組合の\*地区内に事業場を有すること。

\*地区内とは、愛知県一円（名古屋市のうち守山区以外の区域及び愛知県清須市西枇杷島町を除く。）

### 【組合規約より】

(組合員の資格及び加入)

第23条 定款第8条に定める本組合の組合員たる資格を有する事業者とは次の者をいう。

- (1) 事業として陶磁器製品の生産、加工に要する設備を有する事業者
- (2) 事業として陶磁器用原材料の生産に要する設備を有する事業者

### 【準組合員規約より】

(資格)

第2条 準組合員は、定款第8条及び本組合規約第23条に規定する資格を満たす事業者とし、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者であり、かつ、組合員以外の者であること。